

広報

# どうし

## 道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2002 June 6月号



道志中学校 3年生 修学旅行

昨年は海外ホームステイ（オーストラリア）を実施したが国際情勢により、今年に変更して関西方面に計画し、4泊5日を実施した。

平成14年度より



## 地籍調査を開始します

現在みなさんが所有している土地のもととなっている「登記簿」や「公図」は、明治の初めに地租をとりたてるために作られたもので、当時の測量技術の低さと、長い年月の流れの中で、現況が移り変ってきたために公図と一致しなくなり、大切な土地の境界争いを引きおこす原因にもなっています。

地籍調査はこれらの問題を解決するために、正しい最新の測量（数値測量）によって新しく地図と登記簿を作り、みなさんの土地の正しい位置、形、地番、地目、面積等を明らかにするため実施されます。

### 地籍調査の主な利点

- ・土地を実測しなくても図面での測量が可能になります。
- ・現地に即応した正しい地図ができ、正しい面積が登記されます。
- ・万一災害等により境界が不明になっても図面通りに復元できます。
- ・分筆（一筆を二つ以上の筆に分ける）、合筆（二つ以上の筆を一筆にまとめる）の表示登記が無料でできます。
- ・一筆毎の土地の権利関係が正確になります。
- ・土地に対する課税の公平化が図られます。
- ・公共土木事業等の計画、施工に要する測量経費と時間の節約ができます。



本年度は、長又地区～白井平地区の集落を中心に、農地、宅地等を調査しますので、該当地区の皆様は今後説明会や隣地所有者と協力して、境界杭の打設等現地の立会にご協力をお願いします。



金近水道局長と佐藤村長

金近局長は、村の幹部職員を前に「水道事業の円滑な推進のため道志村の皆様のご協力に感謝します。今後もよろしくお願ひします。」と述べられた。金近局長は、室久保地内の森未来植樹祭の会場地や道の駅、ギャラリ―水源の森も視察された。

金近忠彦  
横浜市水道局長来村  
村長を表敬訪問

## 就任にあたって

教育長 佐藤 睦



このたび教育長を拝命いたしました佐藤睦でございます。

明治に学制が  
発布され、戦後の六三制の教育

に次ぐ第三の教育改革といわれる、学校週五日制が、本年四月からスタート致しました。教育の問題が、学校に、家庭に、また地域社会に、具体的な対応を迫っております。私たち一人ひとりが、自分の問題として受けとめ、本気で、真剣に取り組まなければならぬと考えるものであります。

もとより非才な私でございます。教育委員長をはじめ委員各位、村当局や議会議員の皆様と共に、相携えて、この道の完遂のため頑張る所存でございます。

## 監査委員に杉本勝也氏就任



平成十四年三月二十日付で道志村一〇七五六番地の杉本勝也氏が就任されました。今後の活躍が期待されます。

## 医科診療所新医師に 市川万邦先生



はじめまして。五月より前任の小俣先生に変わり診療所勤務となりました市川万邦（いちかわまほ）と申します。簡単ではございますが自己紹介をしたいと思っております。生まれは東八代郡の芦川村です。長男として生まれ、妹がひとりいます。高校は駿台甲府高等学校でした。その際道志村の志村浩君と寮で一緒の部屋でした。大学は歴代の診療所勤務の先生方と同様、地域医療を目指し自治医科大学に進学しました。卒業後二年間県立中央病院で研修医として学び、その後都留市立病院の内科医として五年勤めさせていただきました。何人かは道志村の方ともかかわりを持たせていただきました。その際には大変なお世話になりました。今までの経験をいかし、前任の先生方の築いてきた診療所を引き継ぎ、地域に密着した気軽に立ち寄れるような診療所を目指しがんばっていきたいと思っております。また、こちらには妻と二歳になる長男と一緒に家族で越してきまして、家族ともどもよろしくお願いたします。



# 農業用廃プラスチックの 収集について

農業用廃プラ（使用済みのマルチビニールやポリフィルムなど。）は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」によって排出者である農家自らの責任において処理することが義務づけられています。この法律では、農業用廃プラをみだりに捨てたり、野焼きしたりすると罰せられます。

道志村では、これまでも農業用廃プラの再利用を目的に収集しており貴重な資源のリサイクルに寄与しております。



ハウス用プラスチックフィルム



マルチ用プラスチックフィルム



プラスチック肥料袋  
農業の空容器など

農業用廃プラは、各地区の収集場所に指定日の**午前七時～九時**までに出してください。それ以外の時間には出さなくてください。

廃プラは、塩化ビニール、ポリエチレン系などの性質が違うので、種類ごとに分別して束ねてください。

処理機械の故障の原因となりますので、土砂は除去し、ゴミや金物などの異物は絶対に入れないでください。

梱包（荷造り）する時は、ビニール等をメートルくらいに折りたたみ、一包の重量を十～十五kg程度にして、二ヶ所または十字にヒモで結束してください。

### 収集場所

- ・月夜野／大室指
- ・旧久保分校玄関前
- ・椿／西和出村
- ・役場玄関前
- ・谷相／上中山
- ・旧唐沢小玄関前
- ・下善の木／長又
- ・旧善の木小玄関前

### 収集日

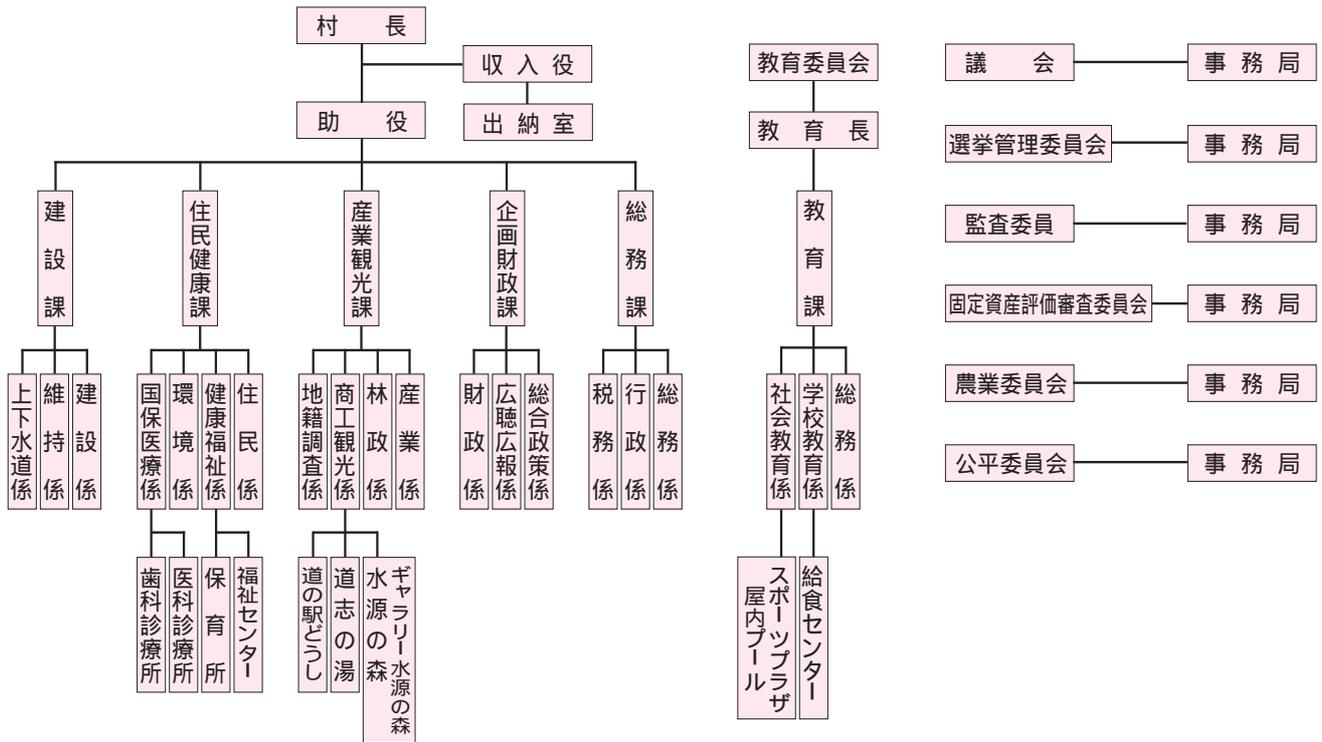
- 六月二十日（木）
- 午前七時～午前九時
- 次回収集予定
- 十一月頃

収集日以外には絶対に  
出さないでください。

問い合わせ先  
役場産業観光課 農政  
電話（五二）二二一一

# 事務分担について

## 道志村行政機構図



## 課の事務分担と仕事内容について

平成十四年四月一日から行財政改革のなかで村の組織の再編成をおこない行政の効率と向上を目指した改革をおこない次のとおり変更いたしました。  
住民課と環境保健課を統合し、住民健康課を設置、課を減らす。  
また、企画課を企画財政課に改称した。上下水道事務については、建設課に移行する。

### 総務課

- 一 秘書に関する事
  - 二 儀礼に関する事
  - 三 表彰及び褒賞に関する事
  - 四 公印に関する事
  - 五 当直に関する事
  - 六 庁中取締り及び庁舎の管理に関する事
  - 七 公用車等の集中管理に関する事
  - 八 事務引継に関する事
  - 九 女性行政に関する事
  - 十 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事
  - 十一 職員の任免、進退賞罰、職務及び身分に関する事
  - 十二 職員の健康管理及び福利厚生に関する事
  - 十三 公務災害補償及び市町村共済組合等に関する事
  - 十四 職員の研修及び勤務成績の評定に関する事
  - 十五 文書の收受及び発送に関する事
- 行政係
- 一 事務処理合理化に関する事
  - 二 行政改革に関する事
  - 三 条例、規則、規程及び告示並びに公告式に関する事
  - 四 情報公開統括に関する事
  - 五 個人情報保護統括に関する事
  - 六 文書編纂、保存及び未了文書の調査に関する事
  - 七 庁中電子情報機器に関する事
  - 八 境界変更、廃置分合及び字名の設置変更に関する事
  - 九 議会、選挙管理委員会及び公平委員会

### 企画財政課

- 総合政策係
- 一 行政の総合的調査及び研究に関する事
  - 二 行政の振興計画に関する事
  - 三 主要事業の総合的な計画調整に関する事
  - 四 総合開発計画に関する事
  - 五 広域連合に関する事
  - 六 土地利用調整会議に関する事
  - 七 国土利用計画に関する事
  - 八 過疎対策に関する事
  - 九 他の自治体との調整に関する事
  - 十 電子情報機器の管理及び総合調整に関する事
- 財政係
- 一 歳入歳出予算の編成及び経理に関する事
  - 二 村有財産に関する事
  - 三 収入支出に関する事
  - 四 財政改革に関する事
  - 五 起債に関する事
  - 六 補助金、負担金、交付金に関する事
  - 七 指定金融機関に関する事
- 広聴広報係
- 一 行政の広報及び広聴に関する事
  - 二 防災行政無線に関する事
  - 三 行政の広報刊行物に関する事
  - 四 国際交流に関する事
  - 五 街路灯及び防犯灯に関する事
  - 六 総合交通対策に関する事

### 税務係

- 一 税の賦課徴収に関する事
- 二 土地台帳、家屋台帳及び名寄帳に関する事
- 三 固定資産の評価に関する事
- 四 原動機付自転車の標識に関する事
- 五 税関係の証明に関する事
- 六 地籍図に関する事
- 七 納税改革に関する事

- 十 消防防災及び消防委員会に関する事
- 十一 監査に関する事
- 十二 固定資産評価審査委員会に関する事
- 十三 行政連絡員に関する事
- 十四 県の移譲事務に係る統括に関する事
- 十五 法制執務の総合調整に関する事

# 道志村の新たな行政機構図と

## 住民健康課

- 七 統計に関すること
- 一 住民健康課
- 一 戸籍に関すること
- 二 住民基本台帳に関すること
- 三 印鑑登録等に関すること
- 四 埋火葬の許可に関すること
- 五 外国人登録に関すること
- 六 国民年金に関すること
- 七 課の分掌にかかる証明に関すること
- 八 人権擁護、保護司に関すること
- 九 援護、恩給に関すること
- 十 自衛官募集等に関すること
- 十一 行旅病人、死亡人、変死体に関すること

## 健康福祉係

- 一 児童福祉に関すること
- 二 母子父子福祉に関すること
- 三 老人福祉に関すること
- 四 生活保護に関すること
- 五 心神障害児者の援護に関すること
- 六 災害救助に関すること
- 七 老人医療に関すること（県単を含む）
- 八 社会福祉事業に関すること
- 九 児童手当に関すること
- 十 保育所に関すること
- 十一 福祉センターに関すること
- 十二 介護保険に関すること
- 十三 日本赤十字社に関すること
- 十四 民生委員等に関すること
- 十五 福祉及び保健に関する県の移譲事務に関すること
- 十六 母子保健に関すること
- 十七 精神保健に関すること
- 十八 乳幼児医療に関すること
- 十九 予防接種に関すること
- 二十 公衆衛生、伝染病等に関すること
- 二十一 住民の健康増進に関すること
- 二十二 ボランティア団体等の育成に関すること

## 環境係

- 一 公害に関すること
- 二 自然保全に関すること
- 三 廃棄物の処理に関すること
- 四 墓地に関すること
- 五 環境衛生に関すること
- 六 墓地 納骨堂又は火葬場の経営許可に

- 七 関すること
- 八 畜犬登録、鑑札の交付及び狂犬病予防に関すること
- 九 動物の死体処理に関すること
- 十 環境行政に関する県の移譲事務に関すること

## 産業観光課

- 一 農保医療係
- 一 国民健康保険に関すること
- 二 国民健康保険直営診療所に関すること
- 三 国民健康保険連営委員会に関すること

## 産業係

- 一 農地法及び農業委員会に関すること
- 二 農業振興に関すること
- 三 土地改良に関すること
- 四 農山村振興に関すること
- 五 土地の埋立てに関すること
- 六 体験農園等に関すること
- 七 主要食料に関すること
- 八 農畜水産に関すること
- 九 農地農業用施設整備に関すること（建設を除く）
- 十 消費者保護に関すること
- 十一 生活改善に関すること
- 十二 農業生産団体の育成に関すること
- 十三 産業行政に関する県の移譲事務に関すること
- 十四 農業振興施設の維持管理に関すること

## 林政係

- 一 林産業の振興に関すること
- 二 林業施設整備に関すること（建設を除く）
- 三 治山事業に関すること
- 四 林業団体の育成に関すること
- 五 野鳥の森に関すること
- 六 鳥獣の保護に関すること
- 七 鳥獣の捕獲、飼育の許可に関すること
- 八 林政行政に関する県の移譲事務に関すること
- 九 林業振興施設の維持管理に関すること

## 商工観光係

- 一 商工業の振興に関すること
- 二 商工業団体の育成に関すること
- 三 観光及び観光施設の維持管理に関すること
- 四 観光産業の振興に関すること

- 五 度量衡に関すること
- 六 道志の湯に関すること
- 七 水源の森及びギャラリー水源の森に関すること
- 八 道の駅とうしに関すること

## 地籍調査係

- 一 地籍調査に係る事業計画及び実施に関すること
- 二 一筆調査に関すること
- 三 地籍測量、測定に関すること
- 四 地籍図及び地籍簿の作成管理に関すること
- 五 認定請求及び登記事務に関すること
- 六 地籍調査推進協議会に関すること
- 七 換地処分に関すること

## 建設課

### 建設係

- 一 道路、河川、堤防、橋梁に関すること
- 二 公有水面に関すること
- 三 都市計画に関すること
- 四 各種建設工事に係る建設設備に関すること
- 五 建築基準法に関すること
- 六 大規模開発に関すること
- 七 開発行為の適正化に関すること
- 八 法定外公共物に関すること
- 九 建築リサイクル法に関すること
- 十 建設行政に関する県の移譲事務に関すること

### 維持係

- 一 村営住宅の管理、運営に関すること
- 二 村道、農林道の維持補修に関すること
- 三 施設、設備の安全に関すること
- 四 災害復旧に関すること
- 五 重機用品に関すること
- 六 火薬類の消費、譲渡の許可に関すること

### 上下水道係

- 一 簡易水道の建設及び維持補修に関すること
- 二 簡易水道の運営に関すること
- 三 生活排水処理施設の建設及び維持補修に関すること
- 四 生活排水処理施設の運営に関すること

## 教育委員会

### 総務係

- 一 教育委員会の会議に関すること
- 二 事務局、小中学校、公民館及び図書館

- の職員の内免その他人事に関する事
- 三 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること
- 四 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること
- 五 教育財産の管理に関すること
- 六 教員その他の設備の整備に関すること
- 七 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること
- 八 公印の保管その他文書に関すること
- 九 公文書の保守に関すること
- 十 県教育委員会その他の教育委員会及び事務局各係との連絡調整に関すること
- 十一 高等学校等就学助成に関すること
- 十二 高等学校等就学助成に関すること
- 十三 高等学校等就学助成に関すること

## 学校教育係

- 一 教育課程及び教科内容に関すること
- 二 教科用図書の採択に関すること
- 三 学習効果の評価に関すること
- 四 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること
- 五 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、衛生、福祉及び厚生に関すること
- 六 学校給食に関すること及び道志村学校給食センターに関すること
- 七 生徒及び児童の就学に関すること
- 八 体育に関すること
- 九 学校図書館に関すること
- 十 その他学校教育の指導に関すること

## 社会教育係の事務

- 一 公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること
- 二 社会教育委員及び図書館協議会委員並びにそれらの会議に関すること
- 三 社会教育関係団体の指導育成に関すること
- 四 各種社会教育講座に関すること
- 五 社会教育資料の刊行、配付等に関すること
- 六 社会教育のための必要な設備、器材及び資料の提供に関すること
- 七 情報の交換及び調査研究に関すること
- 八 コネスコ活動に関すること
- 九 道志スポーツプラザ屋内プールに関すること
- 十 青少年に関すること